

来年1月から 本人通知制度が始まります

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書を、本人の代理人や第三者に交付した場合に、希望された人に対して、その交付年月日や交付請求者の種別などを郵送で通知する制度です。

住民票などの不正請求・取得による個人の権利の侵害を防止することが目的です。

この制度を利用するには、事前の登録が必要です。登録は、12月2日（月）から市民課と各支所で受付を始めます。

※第三者とは、「同一世帯」以外の方（個人、法人、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、行政書士など）を言います。

■登録できる人

- ・高島市に住民登録されている人（除かれた人を含む。ただし、除かれて5年経過した人は除く。）
- ・高島市に本籍がある人（除かれた人を含む。）

※死亡した人、失踪宣告を受けた人は登録できません。

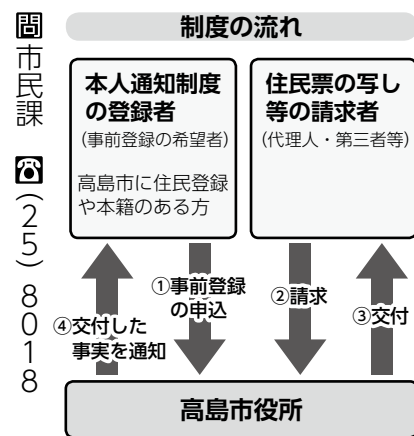
人は登録できません。

■登録の手続きに必要なもの

- ・本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど本人の顔写真付きの官公署発行の証明書）
- ・代理人の場合は委任状
- ・法定代理人の場合は、戸籍謄本などで法定代理人の資格を証するもの（本市に本籍があり、市で法定代理の資格が確認できる場合は不要です。）

■登録の有効期間

登録日から3年で自動的に終了します。有効期間満了日の1か月前から更新手続きが可能です。



市民課 ☎(25) 8018

秋の叙勲・危険業務従事者叙勲

受章おめでとうございます

栄えある平成25年秋の叙勲と第21回危険業務従事者叙勲の市内の受章者をご紹介します。

秋の叙勲

《瑞宝小綬章》地方自治功労

竹脇 義成さん

《旭日双光章》地方自治功労

大西 勝巳さん
元高島市議会議員

《瑞宝双光章》教育功労

市川 清さん

《瑞宝単光章》消防功労

饗庭 正隆さん
元新旭町消防団団長

岡本 義弘さん
元高島市消防団副団長

宮田 均さん
元朽木村消防団団長

危険業務従事者叙勲

《瑞宝単光章》防衛功労

饗庭 忠さん

《瑞宝単光章》消防功労

仲宗根 朝武さん
元准陸尉

早藤 圭三さん
元湖西広域連合消防司令長

元准陸尉

市民課 ☎(25) 8000



災害により被害を受けられた方へ

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「災害減税法」に定める税金の軽減免除による方法、「所得税法」に定める雑損控除の方法のどちらか有利な方法を選ぶことで、所得税の全部または一部を軽減することができます。詳しくはお問い合わせください。

今津税務署 ☎(22) 2561

	災害減税法	所得税法(雑損控除)								
損失の発生原因	災害による損失に限られます。	災害、盗難、横領による損失が対象となります。								
対象となる資産の範囲等	損害額が住宅または家財の1/2以上である必要があります。(損害額は、所得税法の差引損失額と同じです。)	生活に通常必要な資産に限られます。(棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)								
控除額の計算 または 所得税の軽減額	<table border="1"> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>[500万円超 750万円以下]</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>[750万円超 1,000万円以下]</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	[500万円超 750万円以下]	2分の1の軽減	[750万円超 1,000万円以下]	4分の1の軽減	控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額です。 ①差引損失額から所得金額の10分の1を引いた額 ②差引損失額のうち災害関連支出の金額から5万円を引いた額 (注)イ 差引損失額 = 損害金額 - 保険金などによって補てんされる金額 □ 災害関連支出 = 滅失した住宅、家財を除去するための費用など災害等に関連してやむを得ない支出をした金額をいいます。 ※ イの「損害金額」には、□の「災害関連支出」の金額を含みます。
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
[500万円超 750万円以下]	2分の1の軽減									
[750万円超 1,000万円以下]	4分の1の軽減									
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限りです。 ・ 「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」など、住宅又は家財の損害状況が分かる書類を確定申告書に添付する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連支出については、領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 ・ 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。 								

平成25年度上半期 住民基本台帳の 閲覧状況

平成25年4月1日から9月30日までに実施した住民基本台帳の閲覧状況は次のとおりです。

住民基本台帳法の閲覧は、国・地方公共団体の機関が法令で定める事務を行う場合や、統計・世論調査等で営利目的以外の公益性の高い場合に限り、その閲覧状況を公表することが義務づけられています。

市民課 ☎(25) 8018



個人または法人による閲覧

(平成25年4月1日～9月30日)

1	申出者	株式会社 インテージリサーチ
	委託者	国土交通省
	利用目的	2013年度旅行・観光消費動向調査
	閲覧日	平成25年5月22日
2	申出者	一般社団法人 中央調査社
	委託者	株式会社 時事通信社
	利用目的	住民意識調査
	閲覧日	平成25年7月31日
3	申出者	株式会社 ナビット
	委託者	内閣府
	利用目的	市民の社会貢献に関する実態調査
	閲覧日	平成25年8月30日
4	申出者	高島市民生委員児童委員協議会連合会
	委託者	民生委員児童委員
	利用目的	民生委員児童委員活動のため
	閲覧日	平成25年6月1日から6月30日までの30日間
閲覧範囲		マキノ地域の41人 今津地域の1,951人 新旭地域の846人 安曇川地域の2,898人 高島地域の682人 朽木地域の751人